

適性診断は、ドライバーの性格、安全運転態度、認知・処理機能、視覚機能など心理及び生理の両面から個人の特性を把握し、安全運転に役立つようきめ細かなアドバイスを行っています。また、国土交通省令により、特定の運転者（初任運転者、高齢運転者及び事故惹起運転者）の方は、国土交通大臣の認定した適性診断を受けることが義務付けられています。

（旅客自動車運送事業運輸規則 第38条第2項）（貨物自動車運送事業輸送安全規則 第10条第2項）

適性診断の種類

	対象者	受診時期
1 義務 初任診断 手数料 4,800円 所要時間：約1時間40分	〈バス・タクシー事業者〉 運転者として新たに雇い入れた方 〈個人タクシー事業者〉 適用除外 〈トラック事業者〉 運転者として常時選任するために新たに雇い入れた方 （貸切バスの初任運転者以外で、乗務する前3年間に初任運転者のための適性診断を受診したことがある方を除く。）	事業用自動車の運転者として乗務を開始する前に初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診。 ただし、貨物自動車運送事業者においてやむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1カ月以内に受診させる。
2 義務 適齢診断 手数料 4,800円 所要時間：約1時間40分	高齢（65才以上）の運転者の方	65才に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診、その後3年以内ごとに1回受診。 ただし、旅客自動車運送事業者において、75才に達した日以後1年以内に1回高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診、その後1年以内ごとに1回受診。 〈個人タクシー事業者〉 当該事業者の許可に付された期限の更新の日において65才以上である場合には、当該期限の更新の申請の前に高齢者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診。
3 義務 特定診断Ⅰ 手数料 9,300円 所要時間：約2時間	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない方及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある方	当該事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に左欄に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれの区分の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診。 ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1カ月以内に受診。
4 義務 特定診断Ⅱ 手数料 29,900円 所要時間：約5時間	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある方	当該事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に左欄に掲げる事故惹起運転者の区分ごとにそれぞれの区分の運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものを受診。 ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1カ月以内に受診。
5 推奨 一般診断 手数料 2,400円	安全運転に必要な運転特性を明らかにするために、心理・生理の両面から科学的に測定します。	
6 推奨 特別診断 手数料 10,300円	一般診断を受診した方に対して、運転経歴等を参考に、一般診断よりさらに精密に運転性向の諸特性を明らかにし、交通事故の未然防止のため必要な運転行動等について助言・指導を行います。	
7 推奨 カウンセリング付き定期診断 手数料 4,800円 （一般診断手数料 + 2,400円）	一般診断を受診した方に対して、日頃の運転ぶりを振り返りつつ、測定結果と運転ぶりを照らし合わせて今後のご自身の安全運転を考えることを、NASVAカウンセラーがお手伝いします。	

※令和元年10月1日からの消費税率改定により、手数料を改定いたしました。